

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(七〇一・税務課)	1
町及び字の区域並びにその名称の変更(七〇二・市町村課)	1
生活保護法による介護機関の指定(七〇三・福祉政策課)	4
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(七〇四・福祉政策課)	4
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七〇五・秋田中央保健所)	5
指定施業要件変更予定通知(七〇六・森林整備課)	5
保安林の指定解除予定通知(七〇七、七〇八・森林整備課)	5
平成十六年度職業訓練指導員試験の実施(七〇九・労働政策課)	6
道路区域の変更(七一〇・道路環境課)	9
道路の供用開始(七一〇・道路環境課)	9
建築基準法による道路位置の指定(七一一・鹿角地域振興局建設部)	10
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)二件	10
秋田県地方労働委員会委員候補者の推薦(労働政策課)	11
市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部)	11
県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)	11
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	11
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件	11
特定調達契約に落札者の決定(管財課)	15
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件	16
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一一)	18

選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一一五)……………18
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一六)……………18

告 示

秋田県告示第七百一十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和二十九年秋田県規則第十五号)第五十二條の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

一 氏名又は名称 石木田物産株式会社 代表取締役 石木田 礼三郎

二 主たる事務所又は事業所の所在地 鹿角市花輪字上花輪百七十四番地

三 指定取消年月日 平成十六年八月十一日

秋田県告示第七百一十号

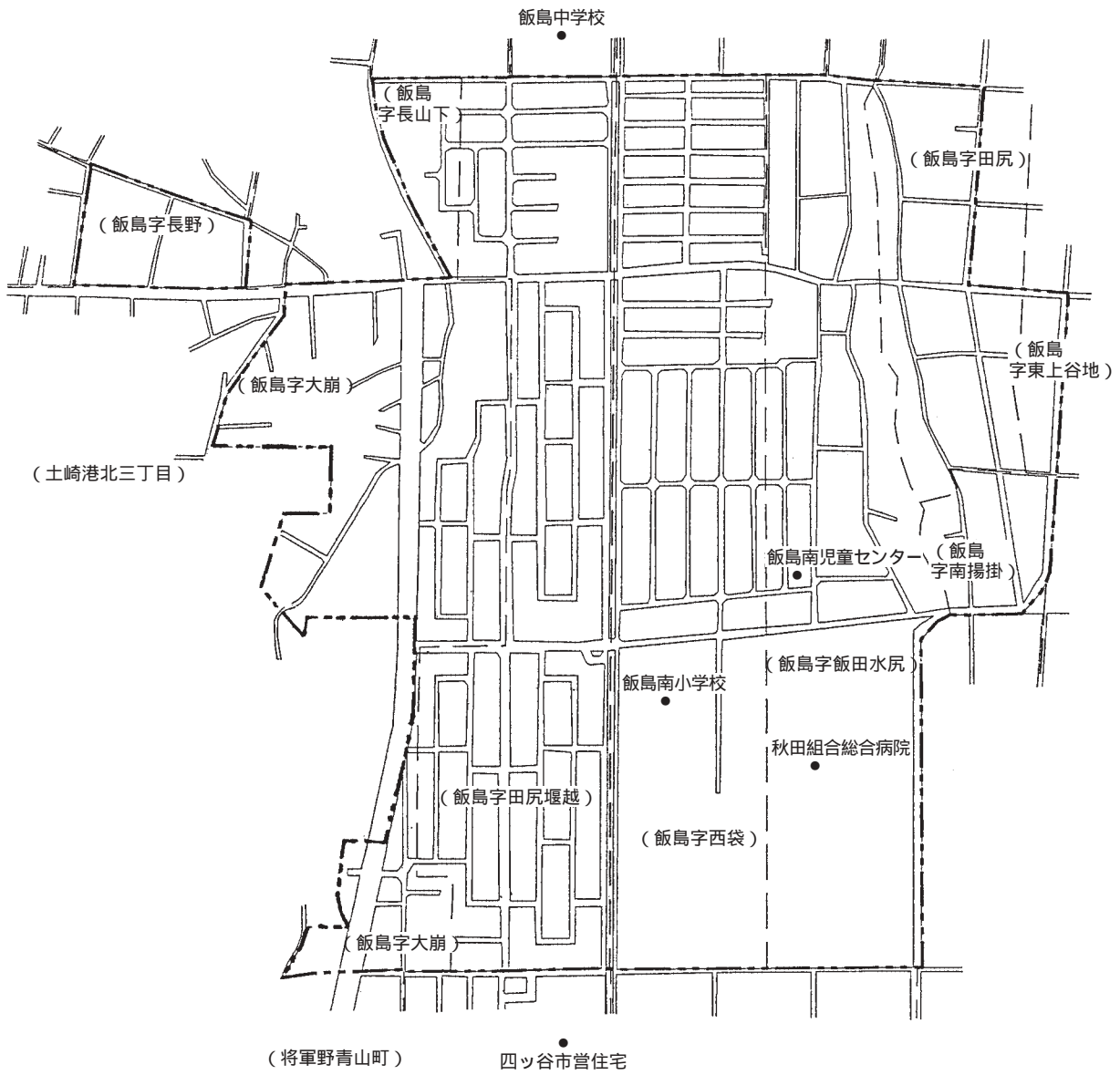
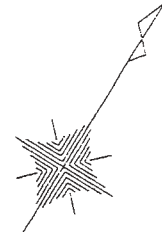
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條第一項の規定により、秋田市の区域内の別図一に示す町及び字の区域並びにその名称を別図二に示すとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、平成十六年十月一日から効力を生ずるものとする。

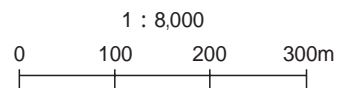
平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

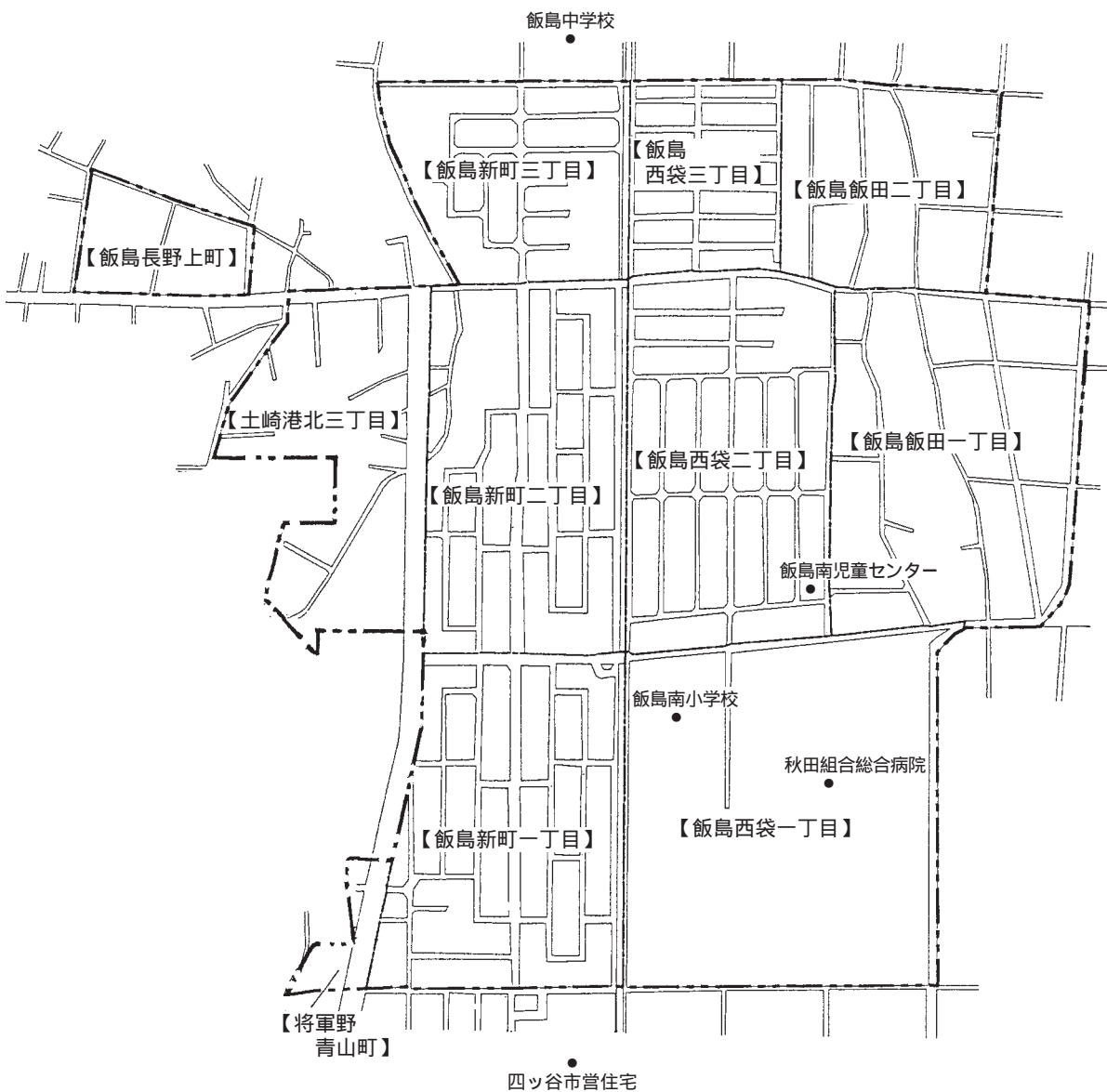
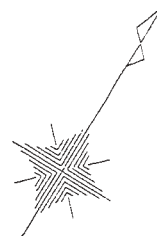
別図(一)



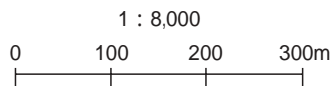
凡 例	
実施区域界	— · — · — ·
実施済町界 及び現字界	— — — —
実施済町名 及び現字名	()



別図(二)



凡 例	
実施区域界	— · · · —
新 町 界	- - - - -
新 町 名	【 】



秋田県告示第七百三三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームたしろ	社会福祉法人大館圏域 ふくし会 理事長	北秋田郡田代町岩瀬字上岩瀬上野三十五番地	痴呆対応型共同生活介 護	平成十六年八月一日
J Aあきた白神デイサービ スセンターいなほの里	あきた白神農業協同組 合 代表理事組合長	能代市臈淵字古屋布四十三番地一	通所介護	平成十六年八月一日
グループホームおおた	有限会社水谷 代表取 締役	仙北郡太田町斉内字中田二百一番地	痴呆対応型共同生活介 護	平成十六年八月一日
J A秋田ふるさと経済部生 活課	秋田ふるさと農業協同 組合 代表理事組合長	横手市三枚橋一丁目六番十二号	福祉用具貸与	平成十二年四月一日

秋田県告示第七百四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用
 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
山田内科	山 田 坦	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢二十九番地	通所リハビリテーショ ン	平成十四年九月三十日
J A秋田ふるさと経済部生 活課	秋田ふるさと農業協同 組合 代表理事組合長	横手市三枚橋一丁目六番十二号	福祉用具貸与	平成十五年七月三十一日

秋田県告示第七百五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
安田医院	男鹿市船越字本町一〇	平成十六年七月二十四日

秋田県告示第七百六号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
由利郡西目町出戸字浜山・本荘市石脇字田尻（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字浜山・字田尻（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

由利郡西目町出戸字浜山・本荘市石脇字田尻（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健
変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字浜山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字浜山・字田尻（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに本荘市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百七号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所
大館市粕田字男神四三・四四・白沢字松原五〇六の一・五〇六の四・五〇七の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七百八号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 解除予定保安林の所在場所
由利郡西目町出戸字猿田四二の九七・字一本木一の六・一の七・一の八(以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利郡西目町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百九号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十六年度後期技能検定(特級、一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 等級別実施職種(作業)
 - (一) 特級について実施する職種
 - 1 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
 - (二) 一級及び二級について実施する職種(作業)
 - 1 さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鉄工(構造物現図作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、ファインセラミックス製品製造(ファインセラミックス製品製造作業)、石材施工(石材加工作業)、パン

- 製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、みそ製造(みそ製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業)
- (三) 三級で実施する職種(作業)
 - 1 機械検査(機械検査作業)、機械保全(電気系保全作業)、電気機器組立(配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)
- (四) 単一等級で実施する職種(作業)
 - 1 パルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)
- 二 試験方法
 - 1 等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。
- 三 試験の期日及び場所
 - (一) 実技試験
 - (1) 期日
平成十六年十一月二十六日(金)から平成十七年二月二十日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。
 - (2) 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。
 - (3) 問題の公表
実技試験の問題は、平成十六年十一月十九日(金)に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。
 - (二) 学科試験
 - (1) 期日

期 日	等級及び職種(作業)	平成十七年 一月三十日(日)	<p>ア 一級及び二級</p> <p>機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)及び金属材料試験(組織試験作業)</p> <p>イ 三級</p> <p>機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)及び配管(建築配管作業)</p>	平成十七年 二月二日(水)	<p>一級及び二級</p> <p>舞台機構調整(音響機構調整作業)</p> <p>ア 特級</p> <p>鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>イ 一級及び二級</p> <p>さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鉄工(構造物現図作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整(農</p>
--------	------------	-------------------	--	------------------	--

<p>業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、みそ製造(みそ製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)</p> <p>ウ 三級</p> <p>建築大工(大工工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業)</p> <p>工 単一等級</p> <p>バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)</p>	<p>平成十七年 二月十三日(日)</p> <p>ア 一級及び二級</p> <p>機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、和裁(和服製作作業)、フラインセラミックス製品製造(フラインセラミックス製品製造作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)</p> <p>イ 三級</p> <p>機械保全(電気系保全作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)</p>	<p>平成十七年 二月十三日(日)</p> <p>場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。</p> <p>受検資格 特級</p> <p>四 (一) 特級 令第百六十四条の規定に該当する者</p>
---	---	--

等級及び検定職種	手数料	等級及び検定職種	手数料
八 受検手数料 (一) 額 (1) 実技試験			
(一) 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会			
(二) 場所			
七 受検申請書の受付 (一) 期間及び時間			
県の休日を除き、平成十六年九月二十八日(火)から同年十月八日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで。			
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるもの限り受け付ける。			
(一) 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会			
(二) 場所			
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形三号)を同封すること。			
六 受検申請書用紙の交付 (一) 期間			
秋田県の休日を含め、平成十六年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除き、平成十六年九月三日(金)から同年十月八日(金)まで。			
(二) 場所			
秋田県職業能力開発協会			
五 受検申請に必要な書類 技能検定受検申請書			
(一) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し			
(二) 受検申請書用紙の交付			
(一) 秋田県職業能力開発協会			
(二) 秋田県職業能力開発協会			
(三) 秋田県職業能力開発協会			
(四) 秋田県職業能力開発協会			
(五) 秋田県職業能力開発協会			
(六) 秋田県職業能力開発協会			
(七) 秋田県職業能力開発協会			
(八) 秋田県職業能力開発協会			

検定職種	手数料	検定職種	手数料
特級 全職種	一五、七〇〇円		
一級、二級及び三級			
さく井	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円	機械検査	一三、〇〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	電気機器組立て	一五、七〇〇円
半導体製品製造	一五、七〇〇円	自動販売機調整	一五、七〇〇円
鉄道車両製造・整備	一五、七〇〇円	時計修理	一五、七〇〇円
空圧圧装置組立て	一五、七〇〇円	油圧装置調整	一五、七〇〇円
農業機械整備	一五、七〇〇円	冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	和裁	一、五〇〇円
フラインセラミック	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
製品製造	一五、七〇〇円	パン製造	一五、七〇〇円
菓子製造	一五、七〇〇円	みそ製造	一五、七〇〇円
酒造	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
かわらぶき	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
厨房設備施工	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
鉄筋施工	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	カーテンウォール施工	一五、七〇〇円
ガラス施工	一五、七〇〇円	テクニカルイラスト	一五、七〇〇円
機械・プラント製図	一、五〇〇円	レーション	一、五〇〇円
電気製図	一、五〇〇円	金属材料試験	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	舞台機構調整	一五、七〇〇円
単一等級 バルコニー施工	一五、七〇〇円		

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料は、次のとおりとする。

機械検査 電気機器組立て 配管 機械・プラント製図 電気製図	八、七〇〇円 一〇、五〇〇円 一〇、五〇〇円 七、七〇〇円 七、七〇〇円	機械保全 建築大工 テクニカルイラスト レーション	一〇、五〇〇円 一〇、五〇〇円 七、七〇〇円
--	--	------------------------------------	------------------------------

- (二) 学科試験 三、一〇〇円
納付方法
- (2)(1) 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
- (3) 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。
- 九 合格者の発表等
(一) 技能検定合格者発表
平成十七年三月十五日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間
	新	旧			
	百五号	百五号			
			由利郡大内町岩谷町字新宝田二地先から一〇地先まで		
					敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)
					一六・〇〇〇、一九・〇〇〇 〇・一八二

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年九月三日から同月十六日まで

秋田県告示第七百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

(二) 一部合格者への通知

- 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (三) 技能検定合格証書等の交付
特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。
このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。
- 十 受検についての問い合わせ先
産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 一三三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)

秋田県告示第七百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

- 平成十六年九月三日
一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
			由利郡烏海町上笹子字堺台一〇六番三地先

一般国道 百八号

から八二番一六まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年九月三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年九月三日から同月十六日まで

秋田県告示第七百十二号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月三日
 秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 東京都千代田区丸ノ内二丁目八番二号 同和鉱業株式会社 代表取締役 川 廣 和	道路の位置の指定箇所 鹿角市十和田大湯字荒瀬二十番一の内	道路の延長 二四・六八メートル	道路の幅員 五メートル	指定年月日 平成十六年八月二十四日
--	---------------------------------	--------------------	----------------	----------------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年八月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人観光情報スクエア
- 三 代表者の氏名
船木 一
- 四 主たる事務所の所在地
男鹿市船川港船川字新浜町十四番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、わが国の観光地における広報活動・企画運営の効率化、高価値化を

図るために、WEB等のIT技術を活用した観光PRの手法を研究・実践するとともに、観光に関わる方々に対しITを活用した自発的な情報発信について普及・啓発を図り、主に観光産業を中心として、地域経済の活性化や観光と連携したまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年八月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人花と風のまち・ネット
- 三 代表者の氏名
小松 健
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市八橋大沼町十五番三十号

五 定款に記載された目的
 この法人は、秋田県民に対し、市民協働によるまちづくり事業、自然や環境との調和及び芸術文化やスポーツの振興・発展を図る事業並びにこれらに係る市民活動へのサポート事業等を展開し、市民自治意識の啓発・高揚と心豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

第三十五期秋田県地方労働委員会委員は、平成十六年十一月三十日をもって任期満了となるので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり秋田県地方労働委員会委員候補者の推薦を求める。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 推薦対象

第三十六期秋田県地方労働委員会の使用者委員及び労働者委員各五人

二 推薦資格

秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体及び労働組合

三 被推薦者となることができない者

(一) 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項の規定に該当する者

(二) 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第六条その他の法令の規定により、地方労働委員会の委員との兼職を禁止されている者

四 推薦期間

平成十六年十月一日から同月三十一日まで

五 推薦方法

労働組合にあっては、推薦書に労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による証明書を添えて、産業経済労働部労働政策課へ提出すること。

六 その他

関係書類、手続その他不明な点は、産業経済労働部労働政策課（電話〇一八 八六〇 二二三〇三）へ問い合わせること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、阿仁町からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（阿仁地区中山間地域総合整備事業）変更計画書及び条例の写し
 二 縦覧期間 平成十六年九月六日から同年十月五日まで
 三 縦覧場所 阿仁町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（芹沢地区県営土地改良総合整備事業（緊急生産調整型））換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年九月六日から平成十六年九月二十七日まで

三 縦覧場所 山本町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があった定款変更について平成十六年八月二十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

自動多面かな盤 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十二月一日（水）

(四) 納入場所

秋田県立大曲技術専門校

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十六年九月三日(金)から同月十三日(月)まで
 の期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十六年九月十七日(金)午前十時
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六
 十号から第六十三号までに規定するところによる)。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
 望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
 和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 自動制御実験装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
 平成十七年一月三十一日(月)
- (四) 納入場所
 秋田県立横手技術専門校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十六年九月三日(金)から同月十三日(月)まで
 の期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十六年九月十七日(金)午前十時十五分
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六
 十号から第六十三号までに規定するところによる)。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 局所排気装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
平成十六年十二月十日(金)
 - (六) 納入場所
秋田県立大曲技術専門学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月三日(金)から同月十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月十七日(金)午前十時三十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年九月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
振動試験機 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年十二月二十四日(金)
- (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年九月三日(金)から同月十三日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年九月十七日(金)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年九月三日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
プリント基板加工システム 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年十月二十九日(金)
- (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年九月三日(金)から同月十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月十七日(金)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年九月三日

秋田県知事 寺田典城

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

除雪ドーザ(十三トン級) 一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

(四) 平成十六年八月十九日
落札者の名称及び住所

株式会社カワサキマシシステムズ北東北支店秋田営業所

秋田市川尻大川町一 三十三

(五) 落札金額

一千四百三十八万五千円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十六年六月二十九日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

小型ロータリー除雪車(一・三メートル級) 二台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十六年八月十九日

(四) 落札者の名称及び住所

株式会社東商秋田支店 秋田市飯島字穀丁大谷地百七十五

(五) 落札金額

二千五百八十九万三千円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十六年六月二十九日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

除雪ドーザ(十三トン級) 一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十六年八月二十日

(四) 落札者の名称及び住所

株式会社カワサキマシシステムズ北東北支店秋田営業所

(五) 落札金額

秋田市川尻大川町一 三十三
一千五百六十五万五千五百円

- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月十六日
- (四一) 落札に係る物品の名称及び数量
除雪ドーザ(十三トン級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年八月二十日
- (三) 落札者の名称及び住所
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町九 四十八
落札金額
一千三百六十五万円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月十六日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
小型ロータリー除雪車(一・三メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年八月二十日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社東商秋田支店 秋田市飯島字穀丁大谷地百七十五 三
落札金額
一千二百三十一万六千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月十六日
- (六一) 落札に係る物品の名称及び数量
小型ロータリー除雪車(一・〇メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (三) 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年八月二十日
- (四) 落札者の名称及び住所
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二
落札金額
五百七十九万六千円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月十六日
- (七) 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年九月三日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
高精度スピンスター 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十七年三月三十日(水)
 - (四) 納入場所
秋田県高度技術研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (二) 当該資格に係る申請
一(一)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年十月八日(金)までに提出すること。
三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 入札説明書及び仕様書の交付方法
 (二) 秋田県の休日(を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月三日(金)から同年十月十二日(火)までの期間、随時交付する。
 入札執行の日時及び場所
 平成十六年十月二十二日(金)午前十一時
 秋田県庁地下一階管財課入札室
 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
 六 その他
 (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 入札の方法
 (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 (三) 入札の無効
 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 (四) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 (五) 契約書作成の要否 要
 (六) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 (七) その他
 詳細は、入札説明書による。

七 概要
 Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : High-Precision Spinstand
 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 22 October, 2004
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月三日
 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 (一) 購入物品の名称及び数量
 光学表面解析装置 一式
 (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 (三) 納入期限
 平成十七年二月二十八日(月)
 (四) 納入場所
 秋田県高度技術研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 (一) 入札に参加する者に必要な資格
 (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (二) 資格に係る申請
 (1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年十月八日(金)までに提出すること。
 (2) 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年十月八日(金)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日(を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月三日(金)から同年十月十二日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十月二十二日(金)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Precision Substrate Surface Analyser

2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 22 October, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

教育委員会告示

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年九月三日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

一 日時 平成十六年九月七日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見

(二) 秋田県文化財保護審議会委員の任命

(三) その他

選挙管理委員会告示

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とありである。

平成十六年九月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

五十分の一の数 一九、三二七

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七二三

秋選管告示第百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年九月三日

雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角市 鹿角郡	大曲市	湯沢市	男鹿市	本荘市	大館市	横手市	能代市	秋田市	選挙区別
一一、五四二	一八、四九六	三一、七六三	二〇、九〇六	五、二一六	一九、九〇七	一三、三六一	一八、〇〇九	一一、六三一	一〇、六八〇	九、三七四	八、三九四	一一、一五四	一八、一七六	一〇、九五七	一四、七五〇	八四、八〇二	

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄